

「商標」の定義についての判例

- 1．ポパイの図柄文字等をアンダーシャツの胸部などの中央部分に大きく表示するのは商標の機能を発揮するためではないので自他商品識別機能を有せず出所表示の目的で表示されたものではない。(大阪地裁昭和51年2月24日判決昭和49(ワ)第393号)「ポパイ事件」商標権侵害排除請求事件。
- 2．ペナントに「清水次郎長」等の表示をする行為は、商品ペナントを表彰する標章として用いられていないゆえ、自他商品を識別するという機能を果たしていない。(東京地裁昭和51年10月20日判決昭和45年(ワ)第6255号、昭和46年(ワ)第8953号)「清水の二十八人衆等ペナント事件」商標権侵害差止等請求事件。
- 3．カルタの容器の蓋の表面やカルタの絵札、字札にテレビ漫画映画「一休さん」の絵とともに小さく表されている標章「テレビまんが」は、一休さんがテレビの漫画映画に由来するものであることを表示するにすぎないから、自他商品の識別標章としての機能を果たさない。(東京地裁昭和55年7月11日判決昭和53(ワ)第255号)「テレビまんが事件」商標権侵害差止等請求事件。
- 4．被告商品は、F1レーシング用自動車のプラスチックヘルメットの上に再現表示するために使用するシールを台紙に貼ったものであり、このシールには被告標章の表示があるが、これは他の多くの有名企業名や標章等のシールと並列的に配置されたものであり、この点で被告標章は商品の出所を表示し、品質を保証する商標として使用されているものではないから、被告商品において、原告商標を使用しているものとはいえない。(東京地裁平成5年11月19日判決平成5年(ワ)第5655号)「Marlboro事件」商標権侵害差止等請求事件。